

神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業・業務部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの））を利用する発電設備から得たエネルギーを、特定の施設に供給し、供給された施設で消費することを目的とする設備をいう。

(2) バーチャルパワープラント（以下「VPP」という。）

再生可能エネルギー発電設備、蓄電池等のエネルギー設備を高度なエネルギーマネジメントにより統合的に制御することで、仮想的に発電所のように機能させ、電力の需給調整に活用できるよう構成されたものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、補助対象設備等の貸主が、当該設備等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備等を使用する権利を与え、借主は、当該設備等の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(4) 割賦

補助対象設備等の所有者である売主が、当該設備等の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の方法により分割して当該設備等の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備等の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備等を販売することをいう。

(5) 中小企業等

次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

- (ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。
- (イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有していること。
- (ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者

(6) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

脱炭素化に向けて、自主的かつ計画的に取り組を進めようとする事業者を県が認証、周知等することにより、県内の中小企業等の脱炭素化の取組を後押しする制度をいう。

(7) かながわ脱炭素チャレンジャー

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度において、認証書の交付を受けた事業者をいう。

(8) かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト

小売電気事業者が提供する一定の要件を満たした再生可能エネルギー電力プランを広く周知するとともに、積極的に当該電力への切替えを行った県内事業者等に県がかながわ再エネ電力利用事業者認定証を交付し、公表する制度をいう。

(9) かながわ再エネ電力利用認定事業者

かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトにおいて、再生可能エネルギーによって発電された電力を利用していることを県に報告し、かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付を受けた県内事業者等をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。補助事業の範囲は別表1から別表3に定める。

- (1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を設置する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金」という。）
- (2) 省エネルギー対策に資する設備を導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金」という。）

(3) V P Pを形成する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県V P P形成促進事業費補助金」という。）

2 前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表3に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(9) 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。

(10) 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表3に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表3に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国等の補助金その他の名称を問わず国等からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第5条 補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の

排除を行うものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）

3 利益等排除の方法は次のとおりとする。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（前号の場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付申請の書類）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表3に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付又は不交付の決定の通知）

第7条 規則第4条の規定による交付又は不交付の決定は、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、以下のアからウに掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

ア 第3条第1項第1号の補助事業については、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

の認証結果による変更

イ 第3条第1項第2号の補助事業については、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがない変更、かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトの認定結果による変更及びかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証結果による変更

ウ 第3条第1項第3号の補助事業については、交付決定額にその2分の1を超える影響を及ぼすことがない変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表3に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表3に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、第9条の変更の承認の申請について準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第11条 補助事業は、規則第4条の規定による交付決定を受けた以降に着手しなければならない

らない。補助事業の着手の日は、別表 1 から別表 3 に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表 1 から別表 3 に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

第 12 条 規則第 10 条の規定による状況報告は、別表 1 から別表 3 に定める様式により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。ただし、同期日までに第 13 条に規定する実績報告を行った場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、別表 1 から別表 3 に掲げる書類により、知事が別に定める期日までに行わなければならない。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 14 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 7 条又は第 9 条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表 1 から別表 3 に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第 7 条又は第 9 条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく

知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表3に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

7 知事は、第3項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（1）個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

（2）法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

（暴力団排除）

第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

（2）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（3）法人その他の団体にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

2 知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

（調査事項等）

第21条 補助事業者は、別表1及び別表3に定める県への協力事項に協力し、別表2に定める県の調査事項等へ応じなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果につい

て、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱に従うものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度に神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表 3 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する補助金（神奈川県 V P P 形成促進事業費補助金）

1 第 3 条第 1 項の補助事業の範囲	補助事業は、補助事業者が、県と連携して実施する V P P 形成促進事業において、計測・制御機器、IoT関連機器等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。なお、補助対象設備は、全て未使用品でなければならない。	
2 第 3 条第 2 号の補助事業者	補助事業者は第 3 号補助事業を実施する者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1) 補助金の交付を受けることができる者は、別に定める神奈川県 V P P 形成促進事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、県が選考した事業者であること。 (2) 法人（国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人を除く。）であること。 (3) 補助事業者が複数の者で構成される場合は、補助事業者を構成する者のうち、いずれか一者が代表して補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けること。	
3 第 4 条の補助対象経費	費用	内容
	設備費	補助対象設備の購入に要する経費
	設置工事費	補助対象設備の設置に要する経費（補助対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む。）
	調査費	補助対象設備の購入及び設置に必要な調査に係る経費
4 第 4 条の補助額の算出方法	補助額の算出方法は次のとおり算出するものとする。 (1) 補助額は、電力需要家（別表 3 1 に規定する補助対象設備を利用して V P P に参加する者をいう。以下同じ。）の補助対象設備を設置する事業所（以下「事業所」という。）ごとに区分して算出し、これを合計した額とする。ただし、同一電力需要家の事業所の数は 10 を限度とする。 (2) 前号の電力需要家の事業所ごとに区分して算出する額は、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額と 100 万円のうち、いずれか低い額とする。 (3) 前号の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (4) 前 3 号の規定により、申請時に電力需要家の事業所ごとの補助対象経費を算出したい場合は、概算の申請によることとし、第 13 条に規定する実績報告時に、電力需要家の事業所ごとに報告するものとする。	
5 第 6 条の交付申請に係る提出書類	(1) 神奈川県 V P P 形成促進事業費補助金交付申請書（第 1 号様式） (2) 事業計画書の写し（公募要領における様式 1） (3) 法人又は個人事業者の存在を示すもの（当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの）又はこれに代わるもの）	

	(4) 複数の者で構成される補助事業者の構成一覧（第1号様式別紙1） (5) 交付申請額算定表（第1号様式別紙2） (6) 電力需要家の事業所ごとの補助対象経費の内訳（第1号様式別紙3） (7) 当該法人に係る全ての補助事業者の役員等氏名一覧表（第1号様式別紙4） (8) 補助事業者が複数の者で構成される場合は、代表する者への神奈川県V P P形成促進事業費補助金の申請手続に係る委任状（第1号様式別紙5） (9) 補助事業に係る経費の内訳書類 (10) （補助事業者が複数の者で構成される場合は、）構成する者の役割分担等を定めた契約書、覚書等（写し） (11) その他知事が必要と認めるもの
6 第7条の交付又は不交付の決定に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
7 第9条第1項の変更の申請に係る様式	(1) 神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更交付承認申請書（第4号様式） (2) 交付申請額算定表（第1号様式別紙2） (3) 電力需要家の事業者ごとの変更する補助対象経費の内訳（第4号様式別紙） (4) その他知事が必要と認めるもの
8 第9条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めたときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
9 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県V P P形成促進事業費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）
10 第9条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めたときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
11 第11条第1項の補助事業の着手	補助事業の着手は、補助対象設備の購入又は設置に必要な調査の開始のいずれか早い日とする。
12 第11条第2項の補助事業の完了	補助事業完了の日は、補助事業の実施に係る工事又は補助事業者が請負事業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。
13 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県V P P形成促進事業費補助金実施状況報告書（第10号様式）
14 第13条の実	(1) 神奈川県V P P形成促進事業費補助金実績報告書（第11号様式）

績報告に係る書類	(2) 交付申請額算定表（実績報告用）（第11号様式別紙1） (3) 電力需要家の事業所ごとの補助対象経費の内訳（実績報告用）（第11号様式別紙2） (4) （補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、）神奈川県V P P形成促進事業費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙3）及び変更に係る書類 (5) 補助金振込先の通帳等（写し） (6) 補助対象設備の設置に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの (7) 補助対象設備に係る納品及び支出を証する書類（写し） (8) （(7)の納品及び支出を証する書類（写し）に、補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、）補助対象費の内訳書類又はこれに代わるもの (9) 補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの（型番等が確認できること。） (10) （補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）する場合は、）利益等の排除に関する書類 (11) その他知事が必要と認めるもの	
15 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県V P P形成促進事業費補助金交付額確定通知書（第12号様式）	
16 第17条第2項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	計測・制御機器及びIoT関連機器等	5年
17 第17条第3項の財産処分に係る様式	神奈川県V P P形成促進事業費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）	
18 第17条第4項の財産処分の承認等に係る様式	処分が適当であると認めたときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）により、処分が適当であると認めなかったときは、神奈川県V P P形成促進事業費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により通知する。	
19 第21条の県への協力事項	補助事業者は県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等及びV P Pの普及促進を図るために県が実施する取組に協力するものとする。	